

第1回鴻巣市議会議員政治倫理審査会

日 時：令和3年7月5日（月）

午前10時

場 所：市役所5階 理事者控室

次 第

- 1 会長・副会長の互選について
審査請求に係る事案の審査会への付託
- 2 会議の公開・非公開について
- 3 傍聴の取り扱いについて
- 4 審査請求内容の報告
- 5 今後の審査会日程（案）について
- 6 その他

配付資料

- ・ 次第
- ・ 鴻巣市議会議員政治倫理条例・施行規程

(目的)

第1条 この条例は、鴻巣市議会議員（以下「議員」という。）が、市政は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民の代表者としての自覚を持ち、その地位による影響力を行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の代表者として、市政に関わる機能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に基づいてその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その行為が第4条に規定する政治倫理基準に違反するとして疑惑を持たれ、又は政治的若しくは道義的な批判を受けたときは、誠実に疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、主権者として自ら市政を担い、公共の利益を実現する義務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体についても、同様とすること。
- (2) 市が行う許可、認可又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の請負（以下「請負」という。）の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市が設立又は出資している法人及び市が補助金を交付している団体の請負の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) 市職員の採用、昇任、人事異動等に関し、特定の者の推薦、紹介その他地位を利用した影響力の行使をしないこと。

- (6) 市民の代表者として、その品位を損なうような行為を慎み、その職務に関して、不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (7) 議員としての発言又は情報発信（第三者をして発言又は情報発信させる場合を含む。以下「発言等」という。）は、事実に基づいて行うこと。
- (8) 発言等において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう行為をしないこと。
- (9) 議員の地位を利用して、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(請負の契約に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、配偶者及び当該議員の2親等以内の親族又は同居の親族が経営する企業並びに議員が実質的に経営に関与する企業と市が行う請負の契約に関して、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない。

2 前項に規定する実質的に経営に関与する企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員がその経営方針に関与している企業
- (2) 議員が報酬を定期的に受領している企業
- (3) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

(誓約書の提出)

第6条 議員は、この条例を遵守する旨の誓約書を議員の任期開始の日から30日以内に、議長に提出しなければならない。

(審査の請求)

第7条 市民及び議員は、第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反した疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者（以下「審査請求代表者」という。）から議長に対し、政治倫理審査の請求（以下「審査請求」という。）をすることができる。

- (1) 市民が審査請求する場合 議員の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）の総数の50分の1以上の者の連署（審査請求した日前1月以内に行われた署名の連署に限る。）
- (2) 議員が審査請求する場合 鴻巣市議会議員定数条例（平成14年鴻巣市条例第45号）に定める議員の定数の2分の1以上の者の連署

- 2 議長は、前項第1号の審査請求があったときは、直ちに、選挙管理委員会に対し、審査請求の書類に署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。
- 3 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、審査請求が第1項第1号に規定する要件を満たしていると認めるときは、その旨を審査請求代表者に通知するものとする。
- 4 議長は、第2項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、審査請求が第1項第1号に規定する要件を満たしていないと認めるときは、当該審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を審査請求代表者に通知するものとする。

(審査会の設置)

第8条 議長は、前条の審査請求を受けたときは、鴻巣市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査請求に係る事案の審査を審査会に付託しなければならない。

- 2 審査会の委員は、6人以内とし、議員の中から議長が任命する。
- 3 審査会の委員の任期は、付託された事案の審査結果を議長に報告した日までとする。

(審査会の審査等)

第9条 審査会は、前条第1項の規定により審査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否について審査を行うものとする。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、当該議員に対し、出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。
- 3 審査会は、審査請求代表者から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、又は市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。
- 4 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを公開しないことができる。
- 5 審査会は、付託を受けた日から90日以内に審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 7 委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

(議員の協力義務)

第10条 議員は、審査会の要求があるときは、審査会の会議に出席して意見を述べ、又は関係資料を提出しなければならない。

- 2 審査会は、議員が調査に協力せず、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表するものとする。

(議長の措置)

第11条 議長は、第9条第5項の規定により審査結果の報告を受けたときは、速やかに当該審査結果を審査請求代表者に通知するとともに、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

2 議長は、審査会の報告を尊重し、第4条に規定する政治倫理基準又は第5条に規定する請負の契約に関する遵守事項に違反すると認められる議員に対し、必要な措置を講ずることができる。

(贈収賄等による有罪確定後の措置)

第12条 議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までの各条及び第198条に規定する贈収賄、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第1条に規定する公職者あっせん利得その他職務に関連する犯罪により有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は、市民の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずることができる。

(この条例の見直し)

第13条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議員である者の誓約書の提出については、第6条中「議員の任期開始の日から」とあるのは、「この条例の施行の日から」と読み替えて適用する。

附 則 (平成28年3月30日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴻巣市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後にされる審査請求について適用し、施行日前にされた審査請求については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 6 月 26 日 条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鴻巣市議会議員政治倫理条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる審査請求について適用し、同日前にされた審査請求については、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市議会議員政治倫理条例（平成18年鴻巣市条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(誓約書)

第2条 条例第6条の誓約書は、誓約書（様式第1号）のとおりとする。

(審査の請求)

第3条 条例第7条の規定により政治倫理審査の請求（以下「審査請求」という。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号の請求書（以下「審査請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

(1) 市民が請求する場合 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書（市民用）（様式第2号）

(2) 議員が請求する場合 鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書（議員用）（様式第3号）

2 前項の審査請求書に添付する資料は、条例第4条又は条例第5条の規定に違反する疑いのある事実を証する書面でなければならない。

3 条例第7条第1項第1号の場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第7項に定める期間は、審査の請求及びそのための署名を求めることができない。

4 条例第7条第3項に規定する通知は、審査請求確認通知書（様式第4号）により行うものとする。

5 条例第7条第4項の規定する通知は、審査請求却下通知書（様式第5号）により行うものとする。

(審査会の会長及び副会長)

第4条 条例第8条の鴻巣市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

5 会長及び副会長が辞任しようとするときは、審査会の許可を得なければならない。

(審査会の会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

- 2 審査会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除斥)

第6条 審査会の委員の除斥は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第117条の規定を準用する。

(意見の陳述)

第7条 審査会は、条例第9条第2項の規定により審査を行うに当たっては、当該議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(傍聴の取扱い)

第8条 審査会の会議の傍聴については、鴻巣市議会傍聴規則（昭和43年鴻巣市議会規則第2号）の例による。

(審査請求書の補正)

第9条 審査会は、条例第9条の審査に当たっては、審査請求書の記載事項及び添付資料の内容について審査し、審査請求書に不備があるときは、期限を定めて、審査請求をした者（以下「審査請求代表者」という。）に鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書補正命令書（様式第6号）により補正を命ずることができる。

(審査請求の却下)

第10条 審査会は、審査請求代表者が前条の補正命令に従わないときは、審査請求を却下し、鴻巣市議会議員政治倫理審査請求却下通知書（様式第7号）により審査請求代表者に通知するものとする。

(審査結果の報告)

第11条 条例第9条第5項に規定する審査結果の報告は、鴻巣市議会議員政治倫理審査結果報告書（様式第8号）によるものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第12条 条例第11条第1項の規定による通知は、鴻巣市議会議員政治倫理審査結果通知書（様式第9号）により行うものとする。

- 2 条例第11条第1項の規定による公表は、鴻巣市公告式条例（昭和29年鴻巣市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示してこれを行うものとする。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、議会事務局において処理する。

(その他)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月25日議会告示第3号）

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（令和2年6月26日議会告示第1号）

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日議会告示第1号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



様式第3号(第3条関係)

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求書(議員用)

令和3年6月15日

鴻巣市議会議長 様

審査請求代表者

鴻巣市議会議員

氏名 加藤 英樹

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求の対象となる議員名 阿部慎也議員、羽鳥健議員、中野昭議員
- 2 違反していると認められる政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項
該当条項 鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)
- 3 政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項に反する疑いの内容
上記3名会派発行の通信において、条例違反の疑い。別紙参照。
- 4 政治倫理基準又は請負の契約に関する遵守事項に違反する疑いがあることを証する書類等

鴻巣市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、阿部慎也議員、羽鳥健議員、中野昭議員に係る審査を請求するために署名します。

鴻巣市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

田中 克美

小泉 晋史

織田 京子

金子 雄一

市ノ川 徳宏

野本 寛司

坂本 国広

荻野 和好

橋本 穂

川崎 菜子

永沼 博昭

金澤 孝太郎

鴻巣市議会議員 大塚佳之 様

鴻巣市議会議員政治倫理審査請求理由

去る4月末日、新聞折込された「チームコスモス通信 令和3年4月臨時号」(以下コスモス通信)において、事実との相違や根拠不明な点、名誉毀損にあたる内容があり、市民からの信頼や信用を失墜されかねない行為がみられました。

本市においては、令和2年6月定例会において、鴻巣市議会議員政治倫理条例を改正し、事実に基づく発信を行うことや他者の名誉を傷つける行為の禁止を明確に行なったところです。改正から1年も経たずに、本行為を行なったことは、会派チームコスモスと所属議員である、羽鳥健議員、中野昭議員、阿部慎也議員に対して議員としての資質を疑わざるをえません。市議会の品位を傷つける重大な行為を行なったと考えています。また、本行為については、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)(8)に違反していると考えています。

鴻創会、こうのす自民、公明党、かいえんたいの4会派としては、令和3年5月13日に金子前議長に対して遺憾の意を示したところであります。また、鴻巣市長からも5月28日付で議長に対し、「会派の広報用発行物について」という文書にて事実相違等が示されていますが、その内容も我々が問題視している点と同様の見解も含まれておりました。

本件については、不適切と認識した以下指摘事項を政治倫理審査会にて事実確認を行なっていただき、条例違反が認められた場合は、羽鳥健議員、中野昭議員、阿部慎也議員に対して厳正なる措置を行っていただくことを期待します。

記

指摘事項

1 コスモス通信 裏面の左上、「たしか市長と K 工業の元社長、現在は会長さんですかね?(中略)もっばら評判です。」の部分は、令和3年3月18日開催の議会運営委員会により、不適切な発言として、チームコスモスの中野昭議員も含めて、発言の取消が妥当との結論となり、阿部慎也議員においても議場にて発言の取消をしたにも関わらず、コスモス通信に記載している行為は、議会の決定事項を軽視していることに加え、議会に対する市民の信頼を失墜するものとする。よって、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)に違反しているとする。

2 コスモス通信 表紙側の「議会と執行部の正常化を取り戻す動議否決される!」の部分で、コスモス通信では「質問しました」と記載しているが、実際は阿部慎也議員による不規則発言であった。この不規則発言について令和3年3月22日に議会運営委員会が開かれ、チームコスモスの中野昭議員以外は全員が不規則発言と認定し、本人も不規則発言と認め、発言の取消を行なっているにもかかわらず、あたかも市議会や市執行部が悪いように表現することは、議会決議に対する冒瀆であり、市議会の品位を損ねているものと考えられる。また、事実とかけ離れた表現をすることはあってはならないものである。

以上の点から、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(7)に違反していると考えられる。

3 裏面 【3密は回避・親密にならないように!】の本文中「尚、太字の部分は議会運営委員会の決定として野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取消を迫りました。」とあるが、発言の取消については令和3年3月22日開催の議会運営委員会の決定であり、議長応接室にて議会事務局職員の同席のもとで当該2名は決定があったことを伝えたが、迫ってはいない。

逆に、阿部慎也議員は両名を鋭く睨み付け、恐怖を感じたところである。阿部慎也議員は、同じ市議会議員に対しても時に「口のきき方に気をつけろ」というような怒号を発する人物であり、普段より恐怖を感じている議員や職員が阿部慎也議員に「迫る」ということはありえない。

上記の「野本恵司委員長・加藤英樹副委員長が発言の取り消しを迫った」という件は、事実と相違し、個人の名誉毀損をしているため、鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(7)(8)に違反していると考えられる。

4 コスモス通信 裏面 「札束を懐に入れるのが入札ではありません!」という表現については、市のおこなう入札について不信感をいだかせる不適切な表現と言わざるを得ないが、市議会の代表者会議におけるチームコスモス代表の見解としては、「読者には小学生もおり、小学生にとっては入札という用語が理解できないだろうから、入札は札束を入れるものではないというのをわかりやすく表現した」との趣旨の発言をしているが、これは詭弁と言わざるを得ず許されるものではない。

よって鴻巣市議会議員政治倫理条例第4条(6)(8)に違反していると考えられる。

以上

鴻巣市議会・会派

チームコスモス通信

チームコスモスは一丸となって、皆様より負託されたチェック機能を行使します。

令和3年4月臨時号

【発行所】鴻巣市議会
チームコスモス
会派代表 羽鳥 博
〒365-0014 鴻巣市扇島3446
電話048-569-0732

知らずとも 読めば答えが見えてくる

議会と疑界・執行部と失効部、正しいのはどっちかな？

3月定例会は去る2月24日から3月22日までの27日間で行われました。今回の3月定例会報告では、特別養老ホーム建設計画白紙に伴う市長の政治的・道義的責任、コロナ禍における鴻巣市コウノトリ野生保護センター設置問題、教育長人事について報告します。

特養ホーム白紙撤回は地元住民の献身的な活動の成果

（仮称）第二郡部の特別養護老人ホーム建設計画が社会福祉法人こうのとり福祉会（以下事業者と呼称）の地元住民に対する不誠実な対応と建設予定地が扇口和久鴻巣市長の土地ということから、地元住民の理解が得られず、事業者は令和元年7月31日に埼玉県に提出した建設計画申請書を令和3年1月15日、取下げました。これにより（仮称）第二郡部の特別養護老人ホーム建設計画は白紙となりました。

こうなった背景には先に述べた通り事業者の地元住民に対する不誠実な対応と建設予定地が現職市長の土地であったことに加え、マスコミ関係者が大々的に取り上げられたことにあるかと推測します。こうしたことが本年1月9日～12日の間に行われた市長の取次官室等住民を対面した建設反対署名活動において、安齊寺3町内会88世帯中64世帯が署名した結果に表れたと言えます。

建設反対に公選でなく私選を仕込んだ市長の政治的責任は重い

今回の特別養老ホーム建設計画が白紙になったことによる市長の政治的責任を問うと、市長は個人として建設予定地の地権者の一人であったことは疑いないが、そのことで市政に混乱を招いたとは考えられない。今回の建設計画は公共の福祉向上のために判断したことであり、必要な建設の建設が叶わなかったことは、大変残念に思っていると述べ、自分には政治的責任はないと答弁しています。昨年9月に副知事職で報道され、12月にテレビ朝日のグッドモーニングで放映される等世帯を聴かせ、多くの市民に理解をかけたにも関わらず、市政に混乱を招いたとは考えられないという発言は、余りにも自分本位の考え方であり、市長としてあるまじき態度ではないでしょうか。

市長「政治的責任はない」と発言

今回の特別養老ホーム建設計画が白紙になったことによる市長の政治的責任を問うと、市長は個人として建設予定地の地権者の一人であったことは疑いないが、そのことで市政に混乱を招いたとは考えられない。今回の建設計画は公共の福祉向上のために判断したことであり、必要な建設の建設が叶わなかったことは、大変残念に思っていると述べ、自分には政治的責任はないと答弁しています。昨年9月に副知事職で報道され、12月にテレビ朝日のグッドモーニングで放映される等世帯を聴かせ、多くの市民に理解をかけたにも関わらず、市政に混乱を招いたとは考えられないという発言は、余りにも自分本位の考え方であり、市長としてあるまじき態度ではないでしょうか。

市長は私選案に責任を負え、行けない!!

事業者の地元住民に対する不誠実な対応や建設予定地が市長本人の土地であったことが白紙になった主な原因ではないかと市長に質問しました。

市長は事業者の地元住民に対する不誠実な対応を認めたと上で、事業者の対応は遺憾であると述べ、建設予定地が本人の土地であることが地元住民に理解が得られなかったとは参加していないと謝罪を述べつつあります。このように市長は今回の（仮称）第二郡部の特別養護老人ホーム建設計画が白紙になったことに対する態度は反省もなければ、事業者のみに責任を転嫁しており、行政の長として謝罪されるものではなく悔いがないと言わざるを得ません。

コウノトリの里づくり事業は「令和版 鴻巣市生類憐れみの令ではないか」

去年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、世界を始めた日本においてもオリンピック・パラリンピックの1年延期と言う形で表面化しており、本市においても393例の感染事例（4月9日現在）が発生しており、1日も早いワクチン接種が期待されています。

このような状況下で、本市においては令和2年度に2億4,100万円を投入するコウノトリ飼育施設「野生復帰センター」の建設を行い、毎年飼育等実施費として約2,400万円が係ります。さらに環境課より3人の職員が専任することから、年間総額6,000万円を超えることが予想されます。コウノトリのお鳥様が何年自由で、重々自由に環境シオンに在り、市民である人間様がコロナ禍で明日の生活も見えない不安の中生きているこの状況は、暗不景気と思わざるを得ません。このコウノトリの里づくり事業が、「令和版 鴻巣市生類憐れみの令」と市内・市外から非難されかねない懸念を持ち、代表質問にて問い質しました。

名実共にコウノトリ

コスモスアリーナ建設地に完成したコウノトリの飼育施設の引渡しは3月30日に完了しました。市民が新型コロナにあえぐこの時期にコウノトリ「かよ」と言う人は少ない!

チームコスモスが完成前に施設を覗きの当たりした時、あ然としました。なぜなら外壁部分の紙がベコベコで、まこと見取が落ちていたからです。本部長室に「なんとかならないか」と言うこととせめて通りですからの一点張り。その職員は一方で「自宅の修繕なら納めできないか?」と世帯主の立場もあつたと記憶しています。2億4,100万円かけて完成した公共施設、一度ご覧になってはいかがでしょう。

議会と執行部の正常化を取り戻す 動議否決される!

3月22日議会最終日は議案に対する賛決が行われる質疑日曜日が満ちていました。採決の前には議案に対する賛決・賛成の討論が議員個人の発言で発表することが許されていますが、執行部が提出した議案を賛成するような賛成討論を執行部が自ら作成して議員に発表させることなどあっていい筈がありません。民主主義への冒瀆であります。そこで私は議会の信頼を失くす執行部に対して本市において現在までこうした事業はなかったんでしょわ!!と喝問したところ答申に答えた後で2時30分閉会が変更されました。その間、心当たりのある鳥居議員はどんどん怒ったでしょう。その後、真を言わして動議を提出しましたが、反対議員の賛決により否決されました。「泣く子と地獄には勝たれぬ」と言う事か。

新教育長も市職員定年退職者 チームコスモスは反対

3月定例会において市長より教育長任命の同意議案が提出されました。今度も新田副市長、市職員定年退職者を新教育長にしたいとの趣意で、賛決の賛成17、反対6、棄権2で同意されました。チームコスモスは、この議案に以下の理由から反対しました。

教育委員会の所管事項は大きく分けて学校教育と社会教育があります。主に学校教育にあります。それは教育長の多くが県内にもろろん全国的にも教員経験者であることから分かります。教育は専門的な分野であり、現場を十分に知っていることと人脈で優秀な教員を配置できる人的資力を持っているからです。これらの点が児童・生徒の学力並びに教育環境の向上に生かせることになるからです。

あべしんや 議員

札束を懐に入れるのが 入札ではありません!

3月議会では、さまざまな入札結果の発注と今年度計画が公共事業の入札に参加できるのか、また前に押いたままのごみ処理場建設について執行部の姿勢を伺いました。

まず入札結果の発注は定例議会後に議員に入札結果と併せて配付される資料です。その内容は各入札方式の説明と現在の経過が記載されています。しかし、それは事実とは全く違う表記でした。今議会における私の質問で発見した虚偽の表記は3年前から所管部に実行されてきました。また採点方式入札における開札金額及び採点内容が適正であるかを調査するための基準となる採点点を表記しないとするとどういふ理由でできない、知られない事実が隠されているように思えてならないのです。

3密は回避・親密にはならないように!

本市Aランクに指定され土壌調査・K工場の異臭処理及び地方税法違反の疑いが発覚しました。しかもその違反の歴史は20年とも書かれています。つまり納税については約30億の増収を20年間免れてきた事になります。さらにK工場は採点方式入札において過去5年間に参加した26件中20件を落札しています。そこで、こんな質問をしました。「たしか市長とK工場の元社長、現在は会長さんですか? お二人は同級生で極めて仲がよろ



しいか、もっばらの評判です。20年以上も法令違反が見逃されてきたのもそのせいだと申される方は少なくない。つまり悪者が覆われているんです。国会もそのまましておくわけにはいきません。そうした場合はそれこそ市長が先頭に立って東電汚染水・越前汚染水をしっかり調査して市民に対し説明責任を果たすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか?すると市長ではなく副市長が審判と? 議員は即ちない対応をします。一般論として適正な採点のことです。だって、そもそも適正な採点を採わない者が税金を投入して行う公共事業の入札に勝ってしまっているのが市民の皆様のご意見を是非伺いたいところです。よ、大半の部分は議会運営委員会の決定として財政局長・建設部長が委員長の意向の政治を振り回した。マジですか? 市長をかばうのも理がある!

生きた金の使い方…教えて!

新ごみ処理場建設については、市長は今任期中にどのような日額を目指し、それに向けてどのような計画を立てているのか具体的に伺う? 審判では本市と昨年10月から新選レベルの地盤合を定期的にに行なっています。ごみ処理場建設に関する検討や意見交換を再開しました。近五ではごみ処理場建設に関する事業費や採点めが決定されるまでの流れについて検討を行ない、議員による協議が開催できる状況まで進めていけるようにします。だって! 今さら総務会ですか? その内容は6年の歳入と6億円の経費をかけて湖岸・行田・北本環境整備組合でやっていたじゃないか。その6億円の経費が全く生かされていない、また金をドブに捨てることになるのかな? 心配が後を絶たない。

中野あきら 議員

新型コロナウイルス、自宅療養者の生活支援事業は困難

埼玉県では新型コロナウイルス感染症自宅療養者の生活支援として配食サービス、自宅療養中の健康管理、パルスオキシメーターの貸与等の事業を行っています。しかし、自宅療養者からは、事業の他に日常生活を営む上で支障をきたすことは、外出禁止の中でゴミ出しやアルコール消毒等の買い物ができない点にあるとの声が挙がっています。この点について執行部に伺いました。

これに対し執行部は、新型コロナウイルスに感染された方の個人情報と把握している事から実施が難しい中で、現時点での自宅療養者への対応は困難と言わざるを得ないとの答弁でした。

ワクチン接種の医療機関数とワクチン接種の詳細は 個別接種医療機関数40、接種予約はコールセンターで

去る2月16日に行われた議会総務会では、個別接種の診療所等については地盤医師会の協力を求めた中であるとの説明がありました。その説明からすると11月が過ぎました。そこで、3地区別の医療機関数と医療機関名及びワクチン接種方法の経過について伺いました。

これに対し執行部より次のような答弁がありました。医師会がワクチン接



種に同じ市内の医療機関にアンケートを行った結果、40医療機関に協力して頂くとのこと。しかし、現段階では地区別の医療機関数及び医療機関名は医師会から提供されていません。また、市としてはワクチン接種の対象者16歳以上の105,000人のうち予算措置上、個別接種を96,000人とし、接種人数は40医療機関で1週間に4,500人を見込んでいます。さらに、接種券及び予約券は4月末までに各人に郵送し、個別及び個別接種ともにコールセンターで予約を受け付けることとするとのことでした。

市道H-73号線の拡張未完了部分、除却水漏れ設備の今後は 社会福祉法人ごうのとり福祉会側の施工で4月末までに復元

埼玉県特別養護老人ホーム建設の事では、取付け設備の職員は最低で6名必要となります。しかし、市道H-73号線は部分的に6mになっていません。そこで、社会福祉法人ごうのとり福祉会に拡張部分を用地買収し施工して、未舗装のまま昨年11月30日、市に有償提供しました。しかし、(仮称)第二種高層の建設計画は白紙となりました。(詳細は後述参照)

そこで、有償提供を受けた方は、この市道H-73号線の今後どのようにするのか、また、拡張部分の一部にあった農業用水路の築込部分の復旧について執行部に伺いました。

社会福祉法人ごうのとり福祉会と関係の道路とで拡張の延長、拡張部分は今のままでも道路に支障がないことから、拡張の後の工費を外し、拡張部分に拡張を要する。また、水漏れ復元は農業関係者に支障をきたさないようにする。いずれの事も社会福祉法人ごうのとり福祉会が施工となり、4月末までに完了するとのことがありました。

羽鳥けん 議員

笠原小学校の廃校後の対応は?

令和4年3月31日にて笠原小学校は廃校となるが、4月からの笠原地区の湖岸中央小学校へ通う児童の対応について伺いましたところ、令和3年度においても笠原地域の指定校は笠原小学校であることから、通学区域の都合上においての対応とします。その上で湖岸中央小学校を希望し通学する児童に対しては、学校から直線距離で2キロメートルを超えるご配慮を対応に、スクールバスによる登校支援を考慮しており、令和4年度における通学の方針も、現在実施している登校支援の基準等を踏まえた上で、通学料となる月費を対応に登校時だけでなく、下校時においてもスクールバスによる支援を検討しているとのこと。なお、スクールバスによる登校支援の対象とならない児童については、市内の各小学校と連携して通学路を確保して登校することが考えられ、現在検討中の通学路の確保と併せて、歩道の拡充と横断歩道の設置等について、児童の安全確保のため、関係各者と連携を取り進むとの事でした。スクールバスの運行方法について伺うと、現在実施している基準を踏まえた上で、地域内に児童が通学する、4か所設置し、対象となる児童数や通学距離状況・登校時間等を勘



察し、登校時はバス2台を運行し、下校時は低学年と高学年が異なることから、バス1台を時間帯で運行することを考えているとのことでした。通学路における徒歩で通学する児童の安全性について伺ったところ、笠原地区から湖岸中央小学校へ向かう区間の距離がらびり野交差点までの区間において、県の事業として開始予定の歩道の整備が予定されており、この歩道が通学路として設定された際には、上尾新幹線の高架部の完成を機とするための横断歩道の設置等、児童の安全確保のための関係各者と連携して取り組むとの事でした。

少年2人が死亡! 大事故の陰に 関係者の知らない事実があった!

2019年12月13日、埼玉県湖岸の県道で4人乗りの乗用車が湖岸地区を大急ぎで走行中、ガードレールに衝突した後、土壌調査K工場の敷地内に突っ込んでいた2人の少年が死亡した。4人乗りの乗用車が湖岸地区で死亡した少年(当時18)の初公判が本年4月14日、さいたま地裁で開かれた。少年は近所内を歩いていた。事件と関係が「事件と関係がはっきり向かい、全てを隠して欲しい」と隠した。そこで聞かれるのは「現場に到着しなければ、まだ生かされる命があったかも知れない!」本当に事件と関係がはっきり向かい合えば少年以外に生かされる命はあったのだろうか。

様々な情報提供及びご指摘をいただき誠にありがとうございます。適正に処理出来ず申し訳ございません。

【今後のスケジュール(案)】

《A案》・審査請求代表者及び審査対象者から別々の日に意見聴取する場合

回数	期 日	審 議 内 容
1	7月5日(月) AM(10:00～)	正副会長互選・審査請求書等内容の確認 今後のスケジュール(案)
2	7月15日(木) or 16日(金) AM(9:00or10:00)	審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答 (※請求代表者のスケジュール確認要)
3	7月29日(木) or 30日(金) AM(9:00or10:00)	審査対象者からの事情聴取・質疑応答 (※審査対象者のスケジュール確認要) (※併せて、各個人から意見聴取確認要)
4	8月5日(木) or 6日(金) AM(10:00～)	審議・審査結果報告書の素案
5	8月18日(水) or 19日(木) AM(10:00～)	審議・審査結果報告書まとめ

《B案》・審査請求代表者及び審査対象者の意見聴取を同日に予定する場合

回数	期 日	審 議 内 容
1	7月5日(月) AM(10:00～)	正副会長互選・審査請求書等内容の確認 今後のスケジュール(案)
2	7月15日(木) or 16日(金) AM(9:00～)	・審査請求代表者からの事情聴取・質疑応答を行い、 その後、審査対象者からの事情聴取・質疑応答 (※請求代表者及び審査対象者「各個人」のスケジュール確認要)
3	7月29日(木) or 30日(金) AM(10:00～)	審議・審査結果報告書の素案
4	8月5日(木) or 6日(金) AM(10:00～)	審議・審査結果報告書の素案 (※まとめ)
5	8月18日(水) or 19日(木) AM(10:00～)	審議・審査結果報告書まとめ (※5回目なし)